

年金

公的年金などの源泉徴収票が交付されます

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079(427)4743



老齢給付の受給者に送付

国民年金、厚生年金保険などの公的年金などの老齢・退職年金は、所得税法で「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます。(障害年金・遺族年金は課税されません)

公的年金などの支払者(厚生労働省・各共済組合)は、所得税が老齢年金などから源泉徴収されたか否かにかかわらず、老齢年金などを受けている方々全員に「公的年金等の源泉徴収票」を作成し、その年の翌年1月31日までに交付します。

このため、厚生労働省から委託された日本年金機構は、

国民年金、厚生年金保険の対象となる年金受給者の方々に平成22年分の源泉徴収票を作成し、平成23年1月末日までに届くよう、平成23年1月上旬から順次送付します。

源泉徴収票に記載されている事項は、その年の1年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額(介護保険料額、国民健康保険料および長寿医療保険料)、源泉徴収税額および控除内容となっています。

なお、65歳未満で年金の支払額が108万円に満たない方と、65歳以上で年金の支払額が18万円に満たない方については、所得税が源泉徴収されません。

確定申告の際に必要

2つ以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与などの所得がある方、または公的年金などの雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超

える方などは、確定申告を2月16日(水)〜3月15日(火)を行うことになっています。(2〜5ページ参照)この源泉徴収票は、確定申告の際に、添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

なお、老齢年金などから特別徴収されていない介護保険料などの社会保険料がある場合は、確定申告を行い、所得税の過不足分を精算することになります。

源泉徴収票を紛失したときなどは

万一、源泉徴収票を紛失された場合や未着の場合には、日本年金機構のねんきんダイヤルで源泉徴収票の再交付の受け付けを行っています。(ねんきんダイヤルは、その他の年金相談も受け付けています) ●ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165

IP電話・PHSの方



▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079(427)4743
☎03(6700)1165
▼受付時間
月〜金曜日 午前8時30分〜午後5時15分(月曜日は午後7時まで。休日の場合は、休日明けの初日)
第2土曜日 午前9時30分〜午後4時
(日曜日と第2を除く土曜日、祝日はご利用いただけません)

●年金事務所窓口での再交付など
加古川年金事務所では、来訪による源泉徴収票の再交付の受け付け、その他の年金相談を受け付けています。お問い合わせなどの際は、年金証書の基礎年金番号・年金カードをご用意ください。

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

市町交通災害共済 加入募集

▼問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

平成23年度の市町交通災害共済加入者を募集します。加入申込書(白紙の3枚複写方式)を配布していますので、必要事項を記入のうえお申し込みください。

増え続ける交通事故に備えて、家族ぐるみで加入しましょう。

- 1人年額500円の掛金で、通院3日以上の傷害で3万円から、死亡の場合には最大80万円の見舞金が支払われます
- ※交通事故が給付対象となります
- 加入できる人 町内に在住が勤務または在学している人
- ▼加入受付窓口
 - ①危機管理グループの窓口 月〜金曜日(祝日を除く) 午前8時30分〜午後5時15分
 - ②各自治会 集金などを実施している自治会では自治会を通じてのお申し込みができます

※いずれも、加入申込書と掛金を添えて申し込んでください。

おすすめしますNOSAIの建物共済

▶申込み・問合せ 東播磨建物共済推進協議会 ☎079(424)1391
住民グループ ☎079(435)2364

◆小さな負担で大きな補償◆

火災はもちろん落雷やき損などで、建物や家財が被害にあった場合にも補償されます。思いがけない災難に備えて、ぜひご加入を検討ください。

【建物火災共済】

▶お支払いする損害 火災、落雷、物体の落下・衝突など、水濡れ損害、盗難によるき損、汚損



▶加入額1,000万円(1年間)の掛金額

普通物件 (住宅・納屋 アパート・車庫など)	木造・木造防火造		鉄骨造・土蔵造		鉄筋コンクリート造	
	建物	家具類	建物	家具類	建物	家具類
	6,800円		4,400円		2,400円	

1棟あたり、建物と家具類それぞれを合わせて6,000万円までご加入いただけます。

◆自然災害は火災共済では補償されません◆

上記の火災共済の補償内容に加えて、風水害や地震などの自然災害による被害も補償される『建物総合共済』もあります。

【建物総合共済】

▶お支払いする損害 風水害、土砂崩れ、雪害、地震(地震については、ご契約額の30%を限度に補償)



▶加入額1,000万円(1年間)の掛金額

普通物件 (住宅・納屋 アパート・車庫など)	木造・木造防火造		鉄骨造・土蔵造		鉄筋コンクリート造	
	建物	家具類	建物	家具類	建物	家具類
	19,400円		17,500円		15,900円	

1棟あたり、建物と家具類それぞれを合わせて2,000万円までご加入いただけます。

◆NOSAIの建物共済4つの特色◆

- 1 保険の見直し時に便利 手続き簡単。掛金を納めたその日の午後4時から1年間補償されます。
- 2 最大で掛金の10%を無事戻し 継続加入された方を対象に無事戻しを実施します。
※継続3年目より、掛金から無事戻金が差し引かれます。
- 3 リ災時には各種費用共済金をプラス 残存物取片付け費用・失火見舞費用共済金(隣家への類焼見舞金)などをお支払いします。
- 4 所得税の控除対象に 建物総合共済では住宅の場合にのみ、掛金の一部(地震部分)が所得税の控除対象となります。